

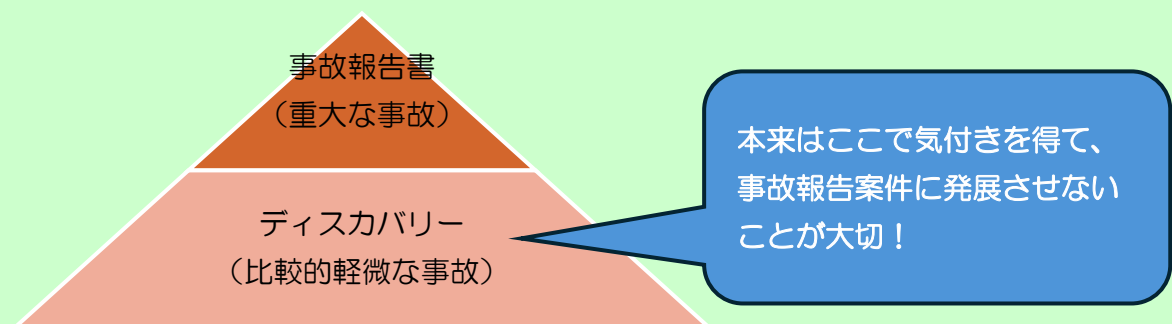
皆さまこんにちは。

本日は人権推進委員会より活動のご報告です。

現在委員会で進めていることの1つとして、事故報告書とディスカバリーレポートの書式改定があります。

事故報告書は名前の通り、お薬の与薬間違いなど大きな事故があった際に作成する書類で、ディスカバリーレポートはいわゆる『ヒヤリ・ハット』です。事故には至らなかったけれど、気付かなければそうなるところだった！ というケースで作成します。

本来ディスカバリーでは、軽微な（といっていいかは微妙なところですが）報告を共有することで、気づきや注意喚起を経て、事故報告に発展してしまうような大きな事故をなくしていくという意義があります。しかしゆいの現状として、事故報告書の件数がディスカバリーを上回ることが多いです。



この逆転現象を何とかできればということで、委員会では現在報告の“項目”に着目して改定を進めています。

「何がディスカバリー作成の対象になるのかピンと来ていない」

「本当はディスカバリー案件でも、項目として明記されていないため報告に至らない」

このような状況を受け、新書式は“その他”のように表現が曖昧な項目にできるだけ頼らずに済むよう、具体的な文言の項目を増やし「これは共有して欲しい！」という意図が明確になるように検討・作成中です。

もちろん、書くことそのものが目的ではありませんし、事故やヒヤリがないのであればそれに越したことはありません。しかし、何が起きたかを職員間で共有することは、今後起こりうる事故を防ぐために大切なことです。新しい書式が、そのための一助となればと思っております。